

川西市南部地域整備実施計画

川 西 市

平成26年3月 策定

令和2年3月 改訂

令和6年3月 改訂

目次

1 計画の概要	1
1-1 計画策定の背景.....	1
1-2 計画策定の目的.....	3
1-3 計画の位置付け.....	3
1-4 計画の期間.....	3
1-5 計画の対象区域.....	4
2 計画の前提	5
2-1 移転補償跡地の取扱い.....	5
2-2 都市計画の概要.....	7
3 地域の現状	8
3-1 地域の概況.....	8
3-2 地域の現状.....	9
4 地域の課題	11
4-1 地域の課題.....	11
4-2 課題解決に向けた住民意向.....	14
5 将来ビジョン	17
5-1 将来ビジョン.....	17
5-2 土地利用ゾーニング.....	18
6 個別計画内容	19
6-1 施設等の計画内容.....	19
6-2 道路・雨水施設等の計画内容.....	21
6-3 公園・広場等の計画内容.....	23
7 実施計画	27
7-1 事業実施年次計画（予定）.....	27
7-2 資金計画.....	27
7-3 進捗管理.....	27
資料	31
資料-1 川西市南部地域のまちづくりの推進に関する 基本合意.....	32
資料-2 大阪国際空港周辺場外用地（川西市域）の 取扱いに関する覚書.....	33

1 計画の概要

1-1 計画策定の背景

本計画を策定するに至った経緯は、以下のとおり。

1. 南部地域の航空機騒音対策の経緯

① ジェット機の就航と大阪国際空港公害訴訟の提起

川西市南部地域（以下「南部地域」という。）における航空機騒音は、昭和39年6月のジェット機就航以降、便数の増加や機種の大形化に伴って住民生活に深刻な影響を及ぼすようになった。そこで、地元住民により21時以降の航空機の発着禁止と騒音被害による損害賠償を求めた「大阪国際空港公害訴訟」が昭和44年に始まり、5次にわたって提起された。その結果、21時から7時までの航空機の発着禁止などの措置がとられることとなった。

② 国による移転補償事業の実施

昭和46年から平成元年にかけて、法律に基づく移転補償事業（特に騒音障害が著しい地区に在住する住民が同地区外に移転する場合に、移転により生じる損失を補償し、その土地を国が買収するもの）が進められた結果、南部地域に約11%の移転補償跡地が蚕食状に点在することとなった。

③ 存続協定の締結

平成2年、国と大阪国際空港周辺都市対策協議会は「大阪国際空港の存続及び今後の同空港の運用等に関する協定」を締結し、大阪国際空港は、関西国際空港開港後も存続すること、また、その運用に当たっては、環境基準の達成に向け不断の努力を尽くすとともに運航上の安全の確保・向上に最大の配慮を払うこととされた。

④ 「大阪国際空港の今後のあり方について」最終方針の提示

平成16年、国は、「大阪国際空港の今後のあり方について」最終方針を提示し、大阪国際空港の1日の総発着回数枠を370回、うちジェット機枠を200回を上限として運用することとした。また、運用時間についても、7時から21時までとすることとした。

⑤ 新関西国際空港株式会社の設立

平成24年4月、新関西国際空港株式会社（以下「新関西空会社」という。）が設立され、同年7月、大阪国際空港と関西国際空港の経営統合が行われた。国や関係団体により実施されてきた航空機騒音対策がこれ以降、国の監督の下、新関西空会社により実施されることとなった。

⑥ 騒音被害の現況

南部地域は大阪国際空港の離陸コースの直下に位置し、現在もなお空調機更新事業などの騒音対策が必要な第一種区域に指定されており、日常的な会話に支障をきたすような騒音にさらされている。

大阪国際空港の騒音対策や安全対策は地域の住民にとって今なお切実な問題であり続けている。

2. 移転補償跡地を活用したまちづくりの経緯

① 移転補償跡地を活用したまちづくりの推進

平成21年、南部地域において、移転補償跡地の一部を地域のまちづくりに資する施設や道路・公園などに活用することで、地域の活性化や生活環境の改善を進めるまちづくりを計画的に推進することとした。

② 施設や道路・公園の整備

平成22年から平成25年にかけて、移転補償跡地を活用して生活道路の拡幅・隅切改良、福祉関係複合施設の誘致、街灯の設置、プロペラ公園の新設を行った。

③ 移転補償跡地の所有権の移転

平成24年7月、移転補償跡地は、国から新関西空会社に所有権が移転され、同社が管理することとなった。

④ 基本合意と覚書の締結

平成25年4月、本市は、新関西空会社と「川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意（以下「基本合意」という。）」と「大阪国際空港周辺場外用地（川西市域）の取扱いに関する覚書（以下「覚書」という。）」を締結し、移転補償跡地を活用したまちづくりに本格的に取り組むこととした。

1-2 計画策定の目的

南部地域では、国が空港周辺対策事業の一環として移転補償事業を進めた結果、移転補償跡地が住宅地の中に蚕食状に拡がり、地域の人口が大巾に減少したことで、まちの活力が低下し、コミュニティを阻害する状況となっている。

この度の基本合意と覚書の締結により、移転補償跡地が宅地として売却され、今後は一転して新たな住民を迎え入れることになることから、長期的な観点からまちの活力の向上をめざし、地域の個性を発揮しながら、暮らしやすく利便性の高いまち、人が集う魅力的なまちにしていくことが求められている。

本計画は、これらの課題を踏まえ、地域住民の理解と協力を得つつ、移転補償跡地を有効に活用して、生活環境の改善、地域コミュニティの再生を図るまちづくりを推進することを目的として策定する。

なお、本計画の策定に当たっては、基本合意と覚書に基づき、道路、公園等の公共施設整備の方針、暫定緑地の活用方針等の必要な事項を示すものとする。

1-3 計画の位置付け

本計画は、基本合意及び覚書に基づき策定する。また、第5次総合計画及び都市計画マスタープランとの整合を図りながら策定する。

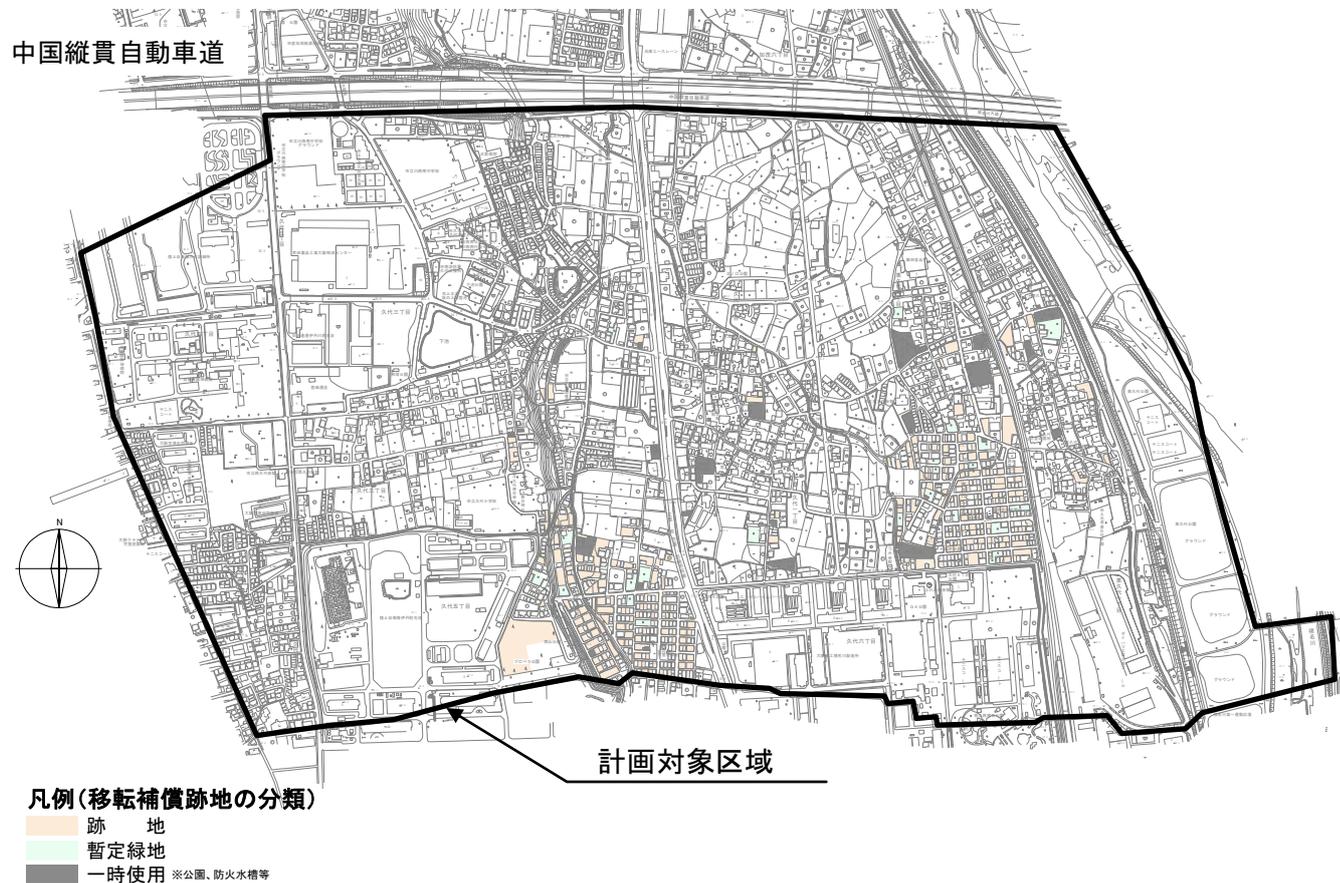
1-4 計画の期間

本計画は、道路、公園等の公共施設整備を中心とした実施計画であることから、向こう10年間で優先的に実施する整備内容を定めるものとし、計画期間を平成26年度から平成35年度まで（10年間）の計画とする。

事業の進捗状況を鑑み、計画期間を令和6年度まで1年間延長する。

1-5 計画の対象区域

本計画が対象とする区域は、騒音対策が必要な第一種区域である中国縦貫自動車道より南の区域とする。



2 計画の前提

2-1 移転補償跡地の取扱い

覚書に定める移転補償跡地の取扱いは、以下のとおり。

- ① 道路：【寄付受け】
- ② 暫定緑地：【寄付受け】
- ③ 都市公園・公共下水道施設：【無償使用】
- ④ ゲートボール場・児童遊園地、防火水槽等：【購入・土地交換又は返還】
 - ・利用継続する土地：購入又は市有地と交換
 - ・利用停止する土地：新関空会社に返還
- ⑤ その他
新関空会社が売却、ただし、壁芯・支え壁部分は隣地住民に無償譲渡

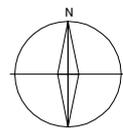
取扱い	用 途
寄付受け	道路
	暫定緑地
無償使用	都市公園
	公共下水道施設
購入・土地交換又は返還	ゲートボール場・児童遊園地
	防火水槽等
新関空会社が売却	その他

■ 移転補償跡地位置図



凡例（覚書に基づく分類）

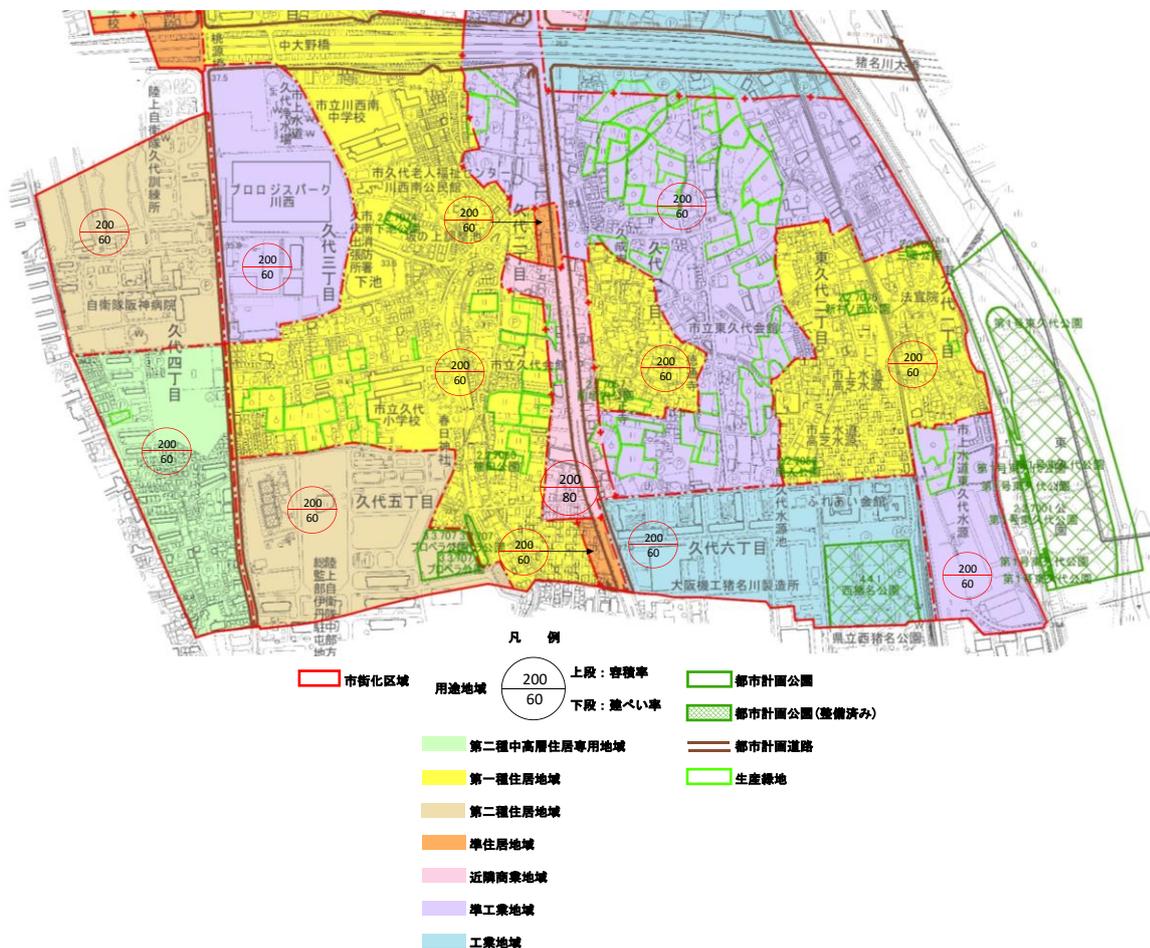
<p>寄付受け</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路 暫定緑地 	<p>購入・土地交換又は返還</p> <ul style="list-style-type: none"> ゲートボール場・児童遊園地 防火水槽等
<p>無償使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園 公共下水道施設 	<p>新関空会社が売却</p> <ul style="list-style-type: none"> その他



2-2 都市計画の概要

現在、決定している都市計画は、以下のとおり。

- 住宅系用途は、県道尼崎池田線沿い後背地に第一種住居地域、市道1号沿いに第二種中高層住居専用地域を決定し、住宅地の形成、住環境の保全を図っている。また、自衛隊施設に第二種住居地域を決定している。
- 商業系用途地域は、県道尼崎池田線沿いに近隣商業地域、準住居地域を決定しており、商業施設の立地を誘導している。
- 工業系用途は、県道尼崎池田線の主に東側に準工業地域、工業地域を決定、また市道1号沿いに準工業地域を決定し、工業施設の誘致、操業環境の保全を図っている。
- 一定規模以上の集客施設の立地を抑制する特別用途地区は、準工業地域に重ねて決定している。
- 都市計画道路は、東西方向に中国縦貫自動車道、南北方向に県道尼崎池田線、市道1号線の3路線を決定し、全て整備済みである。
- 都市計画公園は、9箇所決定しており、その内7箇所が整備済み、2箇所が一部整備済みである。
- 生産緑地は、45地区（約13%）を決定している。



3 地域の現状

3-1 地域の概況

南部地域の概況は、以下のとおり。

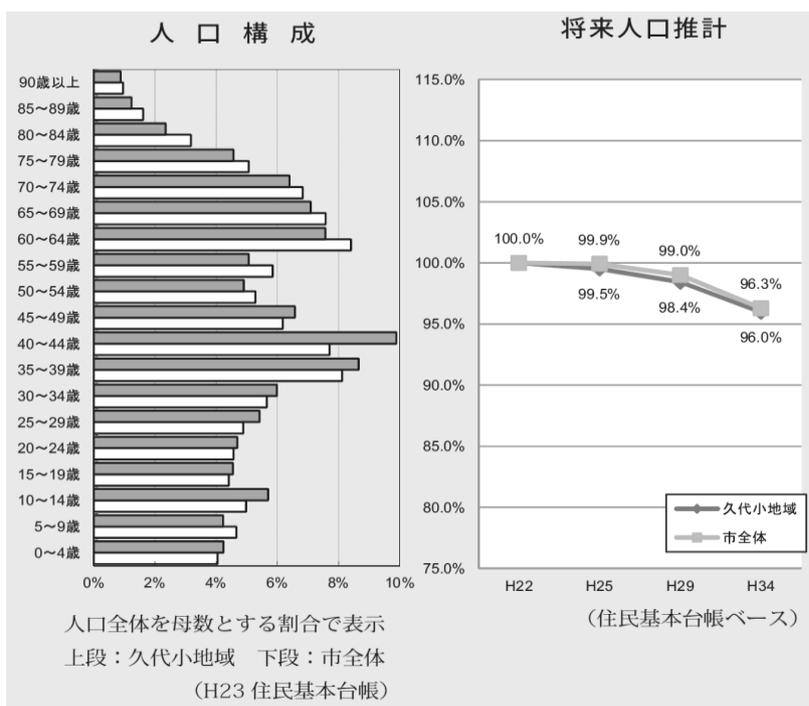
1. 地域と地勢

- ・ 南部地域は、市の最も南部に位置し、伊丹市、宝塚市及び猪名川を挟んで池田市と隣接している。南北には、県道尼崎池田線とJR宝塚線が、東西には中国縦貫自動車道が通る。
- ・ 都市近郊農業が営まれ、川西名産のいちじくの主要な産地であり自衛隊施設や県立西猪名公園などの国・県の大規模施設がある。
- ・ 大阪国際空港に隣接しており、騒音対策が必要な第一種区域に指定されている。



2. 人口と世帯

- ・ 人口は、平成22年に8,826人で、5年間で410人が減り4.4%減少している（全市は0.1%増）
- ・ 年齢別人口割合は、35～44歳が多い。
- ・ 世帯数は、平成23年に3,850世帯で、5年間で1世帯増の横ばい傾向にある（全市は6%増）
- ・ 地域の将来人口は、令和4（平成34）年には概ね8,500人となり、4%ほど減少すると推計される。
- ・ 摂代・むつみ・高芝地区では、騒音対策として昭和46年から平成元年にかけて実施した移転補償事業により世帯が大幅に減少した。



(出典：第5次総合計画)

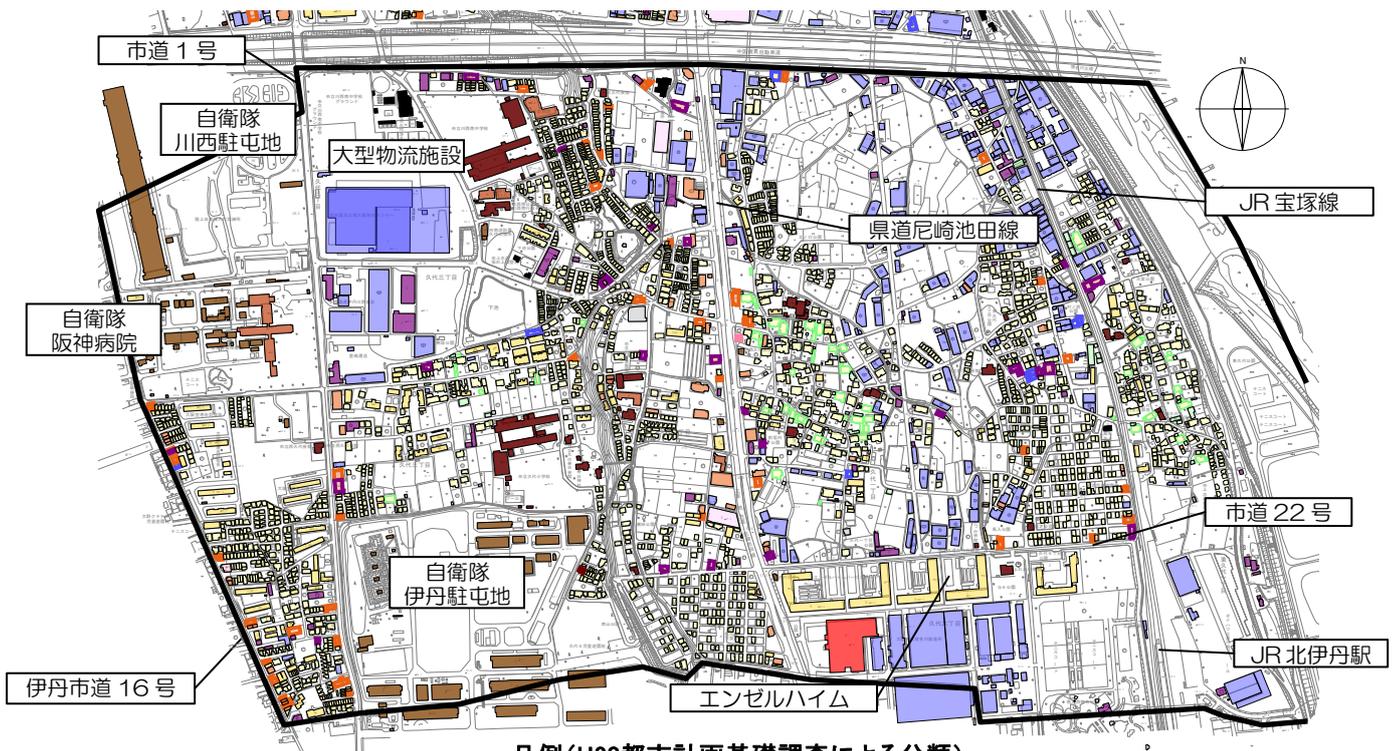
3-2 地域の現状

平成26年3月時点

住宅、工場、事務所等の建物用途の分布状況と、日常生活に不可欠な教育施設や医療施設、食材・食品販売店、通学路や公園等の生活利便施設の分布状況は、以下のとおり。

1. 建物用途の分布状況

- ・ 住宅は、区域内に広く分布している。開発により区画された宅地にほとんどの住宅が立地しているが、久代1丁目、東久代1丁目は古くからの集落となっており、一般住宅とともに、農家住宅も散在している。
- ・ 大規模な集合住宅(エンゼルハイム等)が、JR北伊丹駅に近い市道22号沿いに集積している。
- ・ 飲食店や自動車販売施設等などのロードサイド型商業施設が、県道尼崎池田線沿いに集中して立地している。それ以外では、市道1号と伊丹市道16号沿い等に小規模な店舗が立地している。
- ・ 工業施設は、県道尼崎池田線より東に広く分布している。
- ・ その他、自衛隊駐屯地、自衛隊阪神病院、大型物流施設が県道尼崎池田線より西側に立地している。



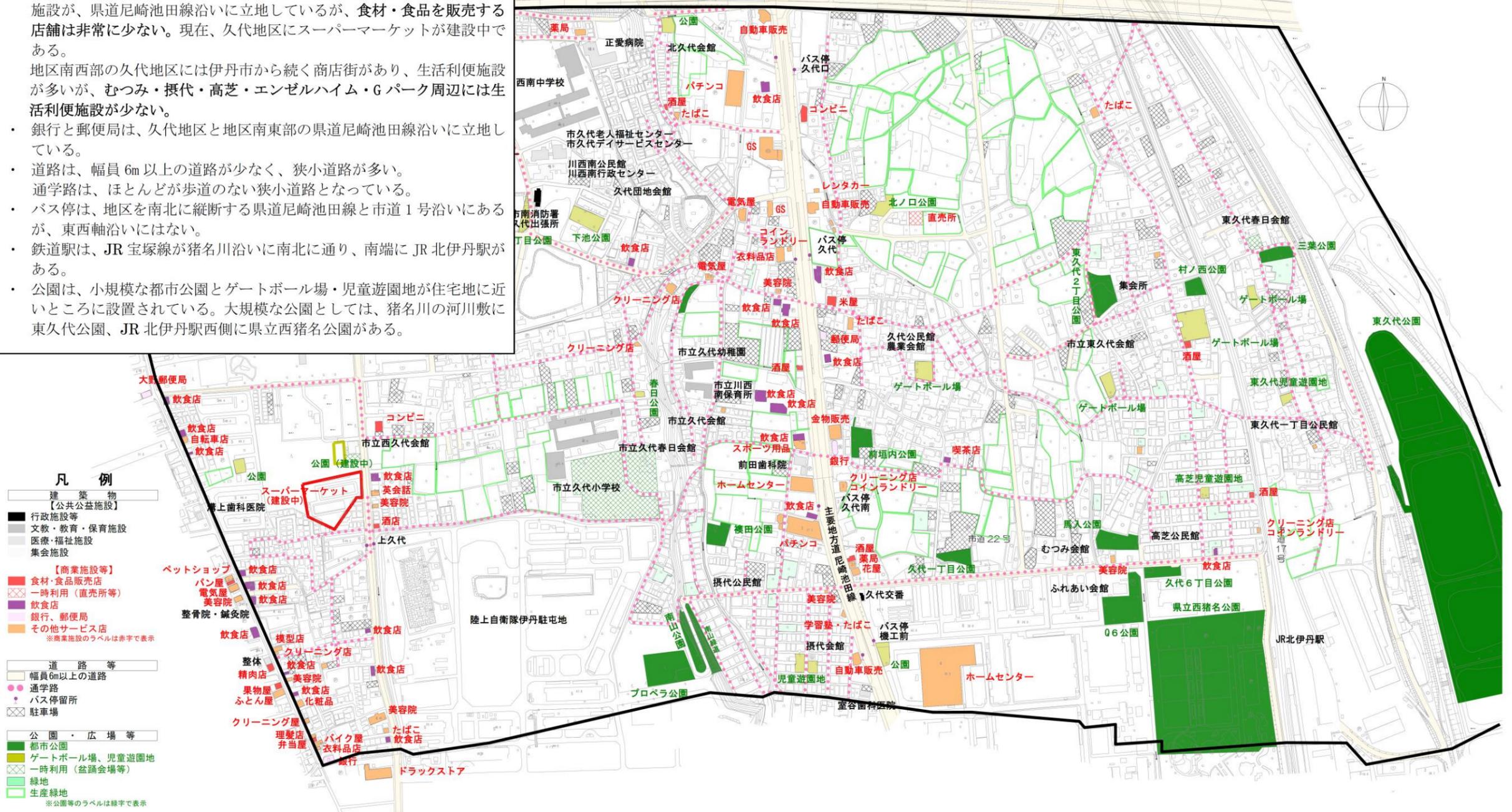
凡例(H20都市計画基礎調査による分類)

独立住宅	工業・物流施設
集合住宅	行政・保安・通信施設
商業・業務兼用住宅	学校教育・文化・宗教施設
併用部分の誘色線取り	医療・保健施設
工業兼用住宅	供給・処理施設
併用部分の誘色線取り	農林漁家住宅
業務・情報報道施設	農林漁業施設
集合販売施設	その他の施設
一般店舗、サービス商業施設	その他(ハウジングセンター)
宿泊施設	その他(スタンドのない球場等)
娯楽・遊戯施設	

2. 生活利便施設の分布状況

平成26年3月時点

- 行政施設や教育施設などの多くの公共施設が、県道尼崎池田線西側の高台地域に立地している。
高台地域の北に位置する南中学校周辺には南行政センター、老人福祉センター、公民館が立地し、高台地域の南に位置する久代小学校周辺には幼稚園、保育園、地域の会館が集まっている。
- 飲食店や自動車販売施設、ホームセンターなどのロードサイド型の商業施設が、県道尼崎池田線沿いに立地しているが、**食材・食品を販売する店舗は非常に少ない**。現在、久代地区にスーパーマーケットが建設中である。
地区南西部の久代地区には伊丹市から続く商店街があり、生活利便施設が多いが、**むつみ・摂代・高芝・エンゼルハイム・Gパーク周辺には生活利便施設が少ない**。
- 銀行と郵便局は、久代地区と地区南東部の県道尼崎池田線沿いに立地している。
- 道路は、幅員6m以上の道路が少なく、狭小道路が多い。
通学路は、ほとんどが歩道のない狭小道路となっている。
- バス停は、地区を南北に縦断する県道尼崎池田線と市道1号沿いにあるが、東西軸沿いにはない。
- 鉄道駅は、JR宝塚線が猪名川沿いに南北に通り、南端にJR北伊丹駅がある。
- 公園は、小規模な都市公園とゲートボール場・児童遊園地が住宅地に近いところに設置されている。大規模な公園としては、猪名川の河川敷に東久代公園、JR北伊丹駅西側に県立西猪名公園がある。



凡 例

建築物	公共施設
行政施設等	文教・教育・保育施設
医療・福祉施設	集会施設
【商業施設等】	
食材・食品販売店	一時利用（直売所等）
飲食店	銀行、郵便局
その他サービス店	
※商業施設のラベルは赤字で表示	
道路等	
幅員6m以上の道路	通学路
バス停留所	駐車場
公園・広場等	
都市公園	ゲートボール場、児童遊園地
一時利用（盆踊会場等）	緑地
生産緑地	
※公園等のラベルは緑字で表示	

4 地域の課題

自治会推薦者及び公募者が参加するワークショップを平成25年11月に2回実施した。

第1回目（65名参加）は、「地域の課題」を地図上にプロットし、第2回目（57名参加）は、「優先したい解決策」について話し合った。

また、自治会長へのヒアリングを平成25年9月から10月に実施し、本計画で「実施したい事業」を聴取した。

これらの結果を踏まえ整理した「地域の課題」と「課題解決に向けた住民意向」は、以下のとおり。

4-1 地域の課題

地域の課題は、以下のとおり。

1. 東部では、商業施設等の生活利便施設の立地の誘導

地区東部には食材・食品販売店等の生活利便施設が不足している。特に、JR北伊丹駅に近い市道22号沿いにおいて、周辺住民や駅利用者のための商業施設、駐車場等の立地を誘導していくことが求められる。

2. 道路が狭小な街区で、交通量の多い道路における安全性の向上

摂代、むつみ、高芝などの道路が狭小な街区にあり、交通量の多い道路では、車両の行き違いや交差点での円滑な通行ができず危険な箇所があり、道路の拡幅や隅切りなどが求められる。

3. 通学路となる道路での安全安心な交通環境の整備

小学生の通学路となる道路で、特に道路が狭く安全な歩行環境が確保されていない場所や街灯が少ない場所については、安全安心な交通環境の整備が求められる。

4. 利用されている公園、広場、会館などの維持・存続

地域で利用されているゲートボール場や会館などは、今後も変わりなく利用できるように維持・存続していくことが求められる。

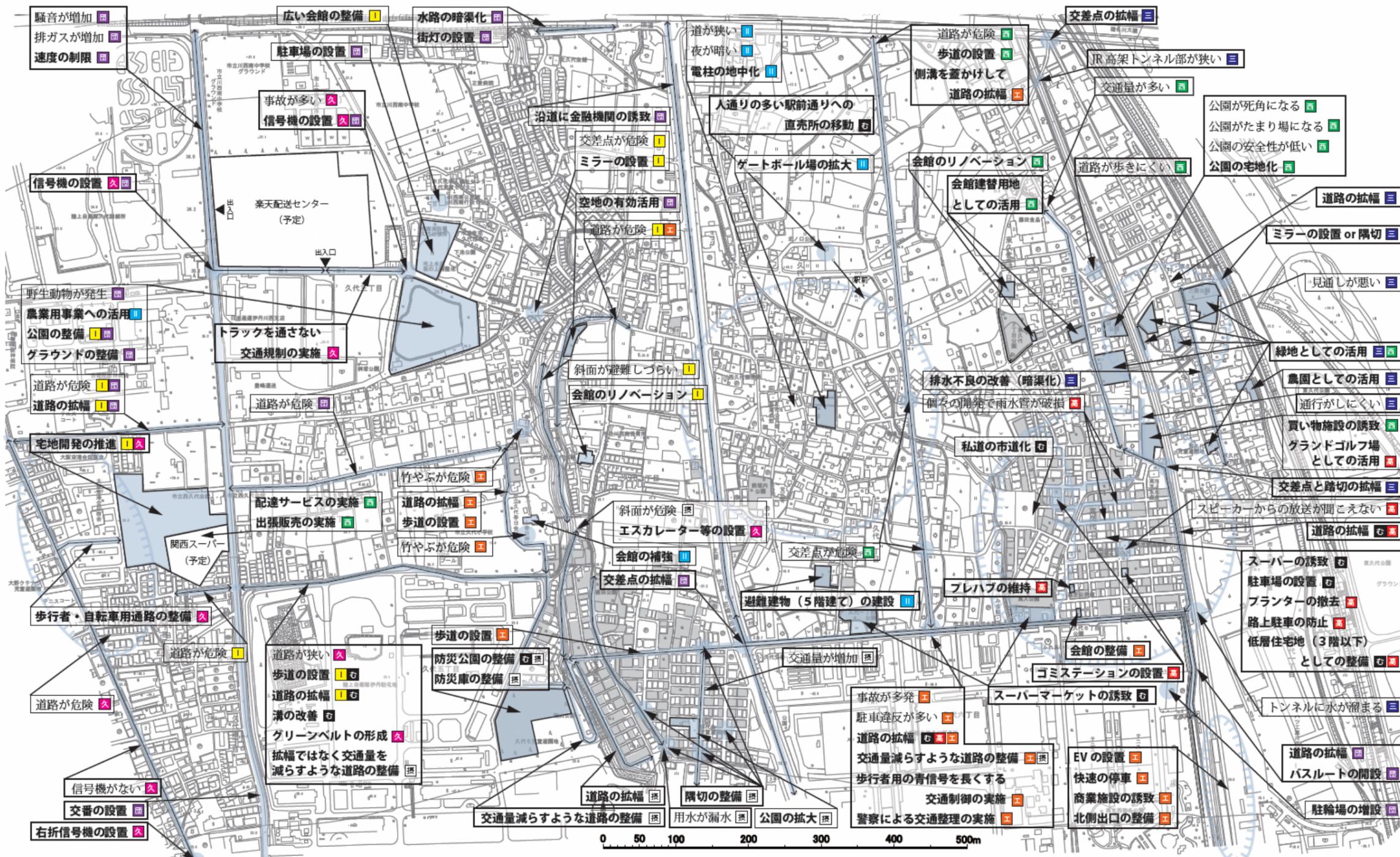
5. 居住者の増加に伴い必要となる公益施設の確保

居住者が増加することに伴いゴミステーションなどの公益施設が不可欠となることから、事前に確保しておくことが求められる。

6. その他

- ・ JR北伊丹駅の北側出入口からホームまでの経路上にエレベーターを設置することで、鉄道利用の利便性を高めていくことが求められる。
- ・ 病院の誘致、交流の場の設置など高齢者や子育て世代が住みやすいまちにしていることが求められる。
- ・ 避難場所の整備など、地震や浸水に対する備えを進めていくことが求められる。

■ 「地域の課題」位置図（第1回目ワークショップのまとめ）



- 場所を特定しない課題○
- 生活利便施設の立地誘導**
- 買い物施設の誘致 ■
 - 直売所の誘致 ■
 - 銀行の誘致 ■
 - 本屋の誘致 ■
 - 図書館（移動、中央）の誘致 ■
 - 24H駐車場の誘致 ■
- 狭小道路の安全性の向上**
- 地域全体の交差点にカーブミラーの設置 ■
- 通学路の交通環境の整備**
- 側溝にフタの設置 ■
- 公園・広場等の維持・存続**
- 総合公園（大きな公園）の整備 ■
 - ゲートボール場の整備 ■
- 公益施設の確保**
- スピーカー（拡声器）の整備 ■
 - ゴミステーションの設置 ■
- その他**
- 移転跡地の管理 ■
 - マンション、工場、倉庫以外の宅地売却 ■
 - 防災施設の整備 ■
 - 避難場所の整備 ■
 - 市立病院の分院の誘致 ■
 - 産婦人科の誘致 ■
 - 小児科の誘致 ■
 - 内科の誘致 ■
 - プレイルーム（ex. フレミア宝塚）の誘致 ■
 - 高齢者と子どもの集いの場の整備 ■
 - グループホームの誘致 ■
 - 公園で固有植物の栽培 ■
 - プールの整備 ■
 - 癒しのある空間の創出 ■
 - いちじくなどの特産品が年中食べられるような冷凍技術の導入 ■
 - 地産地消のエネルギー事業の創造 ■
 - 雇用を生み出す事業の創出 ■
- 凡例**
- | | |
|--|--|
| あいう：問題、課題 | あいう：要望、計画 |
| ■ むつみ | ■ 摂代 |
| ■ 高芝 | ■ 新生会 I |
| ■ 西町 | ■ 新生会 II |
| ■ 三集 | ■ 久代 |
| ■ エンゼル、Gパーク | ■ 北久代、久代団地 |

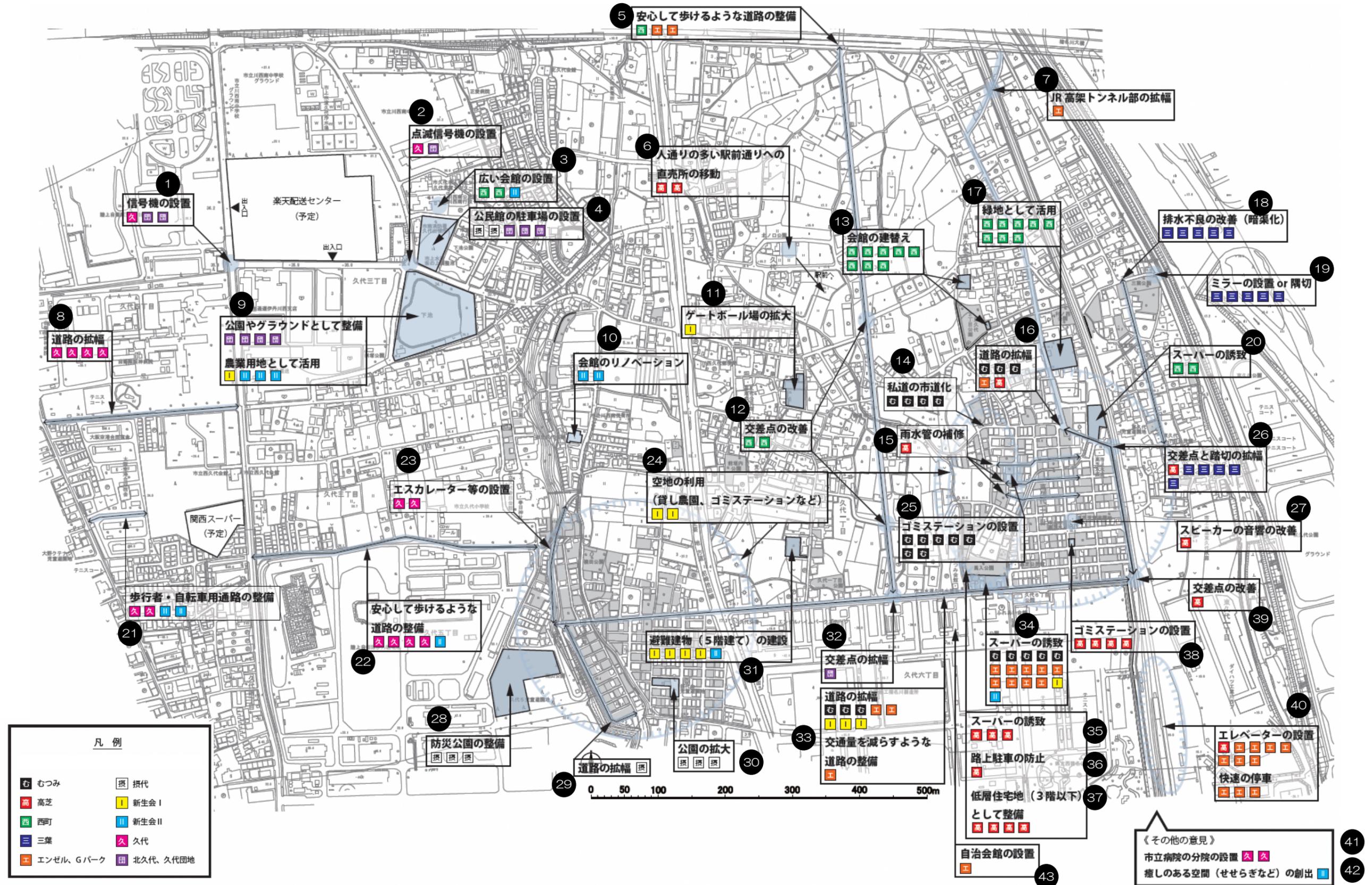
4-2 課題解決に向けた住民意向

課題解決に向け、住民の意向として「優先したい事業」は、以下のとおり。

番号	事業	場所	ワークショップの結果	自治会長へのヒアリングの結果
			該当する場合に○	
【 建築物・敷地 】				
6	買物施設の誘致	農産物直売所を駅前通りに移動	久代1丁目	○
20		スーパーマーケットの誘致	東久代2丁目 JR踏切横	○
34		スーパーマーケットの誘致	馬入公園南側	○
35		スーパーマーケットの誘致	東久代2丁目	○
25	ゴミステーションの設置	ゴミステーションの設置	東久代2丁目 むつみ	○
38		ゴミステーションの設置	東久代2丁目 高芝	○
3	会館等の整備	広い会館の設置	川西南公民館	○
4		公民館の駐車場の設置	川西南公民館	○
10		会館のリノベーション	久代会館	○
13		会館の建替え	西町自治会館	○
43		自治会館の設置	Gパーク	○
24	空地の利用（貸し農園、ゴミステーションなど）	東久代2丁目、久代5丁目 一帯	○	
31	避難建物（5階建て）の建設	新生会	○	
37	低層住宅地（3階以下）としての整備	高芝	○	
40	EVの設置	JR北伊丹駅	○	
	快速の停車		○	
41	市立病院の分院の設置	地域全域のどこか	○	
	西久代会館敷地の取得	久代		○
【 道路 】				
5	道路の拡幅等	安心して歩けるように整備	市道14号	○
7		JR高架トンネル部の拡幅	東久代1丁目	○
8		道路の拡幅	市道21号 久代	○
16		道路の拡幅	市道18号 西町、高芝	○
21		歩行者・自転車用通路の整備	関西スーパー西側	○
22		安心して歩けるように整備	市道82号 小学校南側	○
29		道路の拡幅	市道81号 摂代	○
33		道路の拡幅	市道22号 高芝	○
		交通の量を減らすよう整備		○

番号	事業		場所	ワークショップの結果	自治会長へのヒアリングの結果
				該当する場合に○	
1	交差点の改善等	信号機の設置	楽天配送センター南西交差点	○	
2		点滅信号機の設置	楽天配送センター南東交差点	○	
12		交差点の改善	市道14号 交差点2カ所	○	
19		ミラーの設置 or 隅切	三葉公園北東T字路	○	
26		交差点の改善と踏切の拡幅	市道18、22のT字路	○	
32		交差点の拡幅	市道14、22のT字路 JR高架トンネル	○	
39		交差点の改善	市道17、22のT字路	○	
14	私道の市道化		むつみ	○	○
15	雨水管の補修		高芝	○	
18	排水不良の改善（暗渠化）		三葉公園付近	○	
23	エスカレーター等の設置		市道22、73号の間の急勾配	○	
27	スピーカーの音響改善		高芝	○	
36	路上駐車の防止		東久代2丁目 高芝	○	
	駐車場の設置		むつみ、高芝		○
【 公園 ・ 広 場 等 】					
9	公園やグラウンドとして整備		下池	○	
	農業用地として活用			○	
11	ゲートボール場の拡大		久代1丁目運動公園 新生会	○	
17	公園、緑地として整備		東久代2丁目 西町ゲートボール場	○	
28	防災公園の整備		なげきの丘	○	
30	公園の拡大		摂代会児童遊園地	○	
42	癒しのある空間（せせらぎなど）の創出		地域全域のどこか	○	
	球技公園の整備		摂代		○
	一部の暫定緑地の存続		摂代、むつみ、高芝		○
	消防資材倉庫、自治会倉庫を暫定緑地に移動		高芝		○
	ゲートボール場の存続		新生会、西町		○
	多目的広場の設置		三葉会		○

■ 「優先したい事業」位置図（第2回目ワークショップのまとめ）



凡例

むつみ	損 損代
高 高芝	I 新生会 I
西 西町	II 新生会 II
三 三葉	久 久代
エ エンゼル、Gパーク	北 北久代、久代団地

5 将来ビジョン

地域の現状と課題を踏まえ、将来ビジョンを示す。

5-1 将来ビジョン

地域の将来ビジョンを以下のとおりとする。

緑地と農地、住宅と工場が調和し

暮らしやすく、心豊かなコミュニティを育むまち

□ 緑地と農地、住宅と工場が調和したまち

市内外の拠点市街地に近接しながら、猪名川の河川緑地、地域の背骨を形成する段丘緑地、いちじく畑・水田の生産緑地等の緑を身近に感じる環境の中で、住宅と工場が共存共栄し、調和するまち

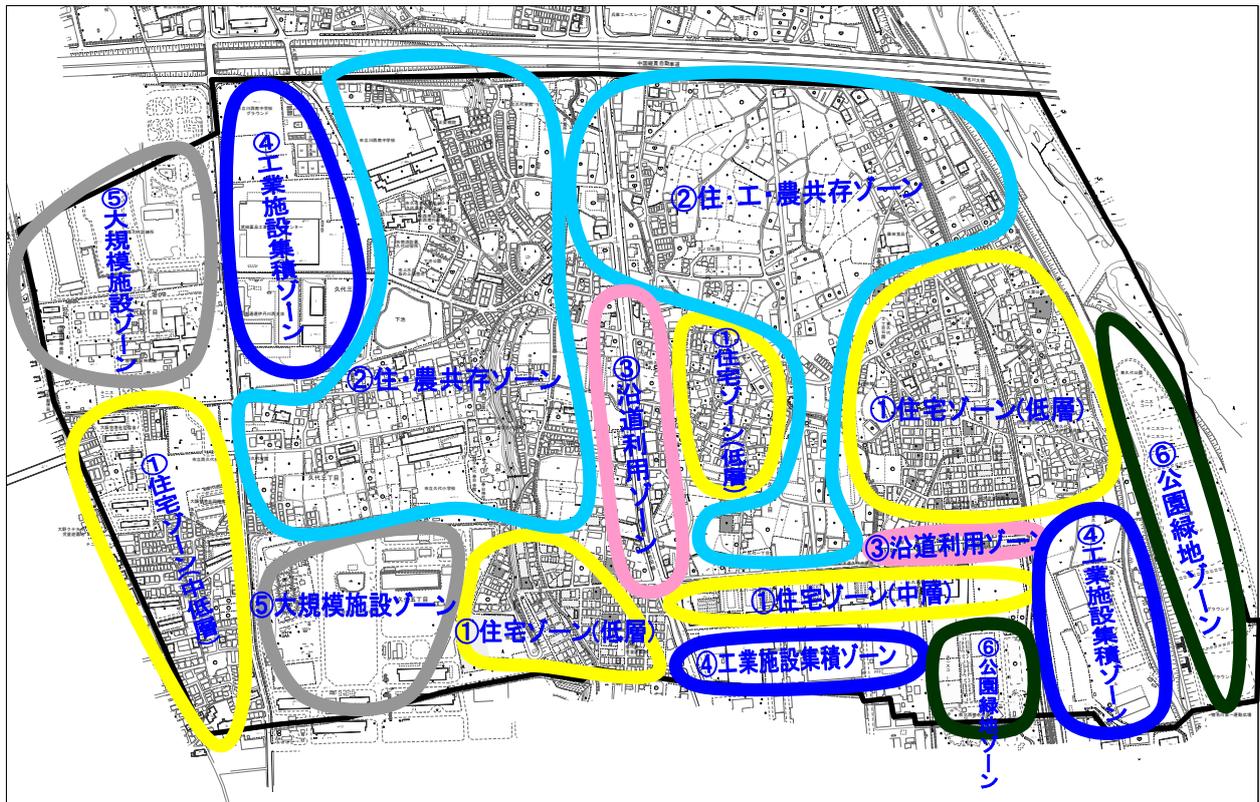
□ 暮らしやすく、心豊かなコミュニティを育むまち

航空機騒音対策が着実に進む中で、道路・公園等の生活基盤施設が整う暮らしやすい生活環境が形成され、移転補償跡地等に新たに住みはじめる住民を地域に暖かく迎え入れる心豊かなコミュニティを育むまち

5-2 土地利用ゾーニング

地域を以下の6つのゾーンに区分する。各ゾーンは、都市計画に定める用途地域の区分を基に定め、高芝付近の市道22号沿道に商業施設の立地を誘導する沿道利用ゾーンを新たに設ける。

- ① **住宅ゾーン（低層）** : 低層の戸建住宅が集積するゾーン
- （中低層）** : 中層の集合住宅と低層の戸建住宅が集積するゾーン
- （中層）** : 中層の集合住宅が集積するゾーン
- ② **住・農共存ゾーン** : 住宅又は工場と農地が共存するゾーン
- 住・工・農共存ゾーン**
- ③ **沿道利用ゾーン** : ロードサイド型の商業施設が立地するゾーン（高芝付近の市道22号沿道は、立地を誘導するゾーン）
- ④ **工業施設集積ゾーン** : 製造・加工、物流等の工業施設が集積するゾーン
- ⑤ **大規模施設ゾーン** : 自衛隊駐屯地、自衛隊阪神病院が立地するゾーン
- ⑥ **公園緑地ゾーン** : 大規模な都市公園のゾーン



6 個別計画内容

将来ビジョンを実現するため、以下のとおり実行する。

6-1 施設等の計画内容

施設等の計画内容は、以下のとおり。

変更前の計画

- ① 商業施設、駐車場など民間の生活利便施設を、土地所有者である新関空会社と協議・調整の上、市道 22 号の沿道利用ゾーンに誘致する。(S1~S4)

[現状および課題]

土地が狭小なことや、事業採算性が見込めない等の理由により事業参加が見込めないことが課題である。

[今後の方向性]

市道 22 号沿道（高芝付近）の移転補償跡地等へのスーパーマーケット、コンビニエンスストア、時間貸し駐車場、医療施設等、農産物直売所の誘致については、土地所有者である新関空会社と協議・調整の上、サウンディング型調査（民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査）を実施する。

変更前の計画

- ② 宅地用として販売される移転補償跡地が多く、居住者が増加する地区に粗大ゴミ用のゴミステーションを設置する。(S5)

[現状]

粗大ゴミの収集方法が変更（戸別収集）となり、粗大ゴミ用ステーションが不用となった。

[今後の方向性]

変更前の計画は完了とする。

変更前の計画

- ③ 防火・消防に関する施設については、地域の不可欠な公益施設として、市所有の資産として整理する。(S6)

[現状]

現在、購入計画 14 箇所（防火水槽 10 箇所、消防資材収納庫 3 箇所、消防施設 1 箇所）のうち、12 箇所（防火水槽 10 箇所、消防資材収納庫 2 箇所、消防施設 0 箇所）の敷地を購入している。

[今後の方向性]

引き続き、購入予定である2箇所（防火水槽0箇所、消防資材収納庫1箇所、消防施設1箇所）の敷地を購入する。

変更前の計画

- ④ 共同利用施設の敷地については、地域主体の継続的運営が可能となるように、市所有の資産として整理する。(S7・S8)

[現状および課題]

- ・ S7「西久代会館の敷地を購入」は完了した。
- ・ S8「東久代会館の南側の土地を取得（土地交換）、北側の敷地を売却」については、北側の敷地に埋設物があり売却することは困難なことが課題である。

[今後の方向性]

東久代会館南側の土地を取得（土地交換）については、新関空会社と交渉を続ける。また、北側の敷地の売却については、敷地に埋設物があり売却することが困難な状況であるため、計画を廃止する。

変更前の計画

- ⑤ 障がい者や高齢者を含む誰もが利用しやすい公共交通環境を形成するため、JR北伊丹駅北側出入口へのエレベーター設置を関係機関と調整する。(S9)

[現状および課題]

JR北伊丹駅は、乗降者数3,000人以上でエレベーターが1箇所設置されており、JR西日本ではバリアフリー対応済駅として位置付けられ、2箇所目の設置計画がないのが課題ある。

また、地元団体よりJR西日本に、エレベーター設置の要望書（約4,000人）の提出があった。

[今後の方向性]

引き続き、あらゆる機会を捉えJR西日本のみならず、国土交通省および兵庫県等に要望する。

※ 向こう4年間で、優先的に実施する個別計画内容は、第7章 実施計画の事業実施年次計画予定に記載しています。

6-2 道路・雨水施設等の計画内容

道路、雨水施設等の計画内容は、以下のとおり。

変更前の計画

- ① 現在一時使用している道路用地（7箇所）については、新関空会社から寄付を受ける。（D1）

[現状]

変更前の計画は完了した。

変更前の計画

- ② 市道 22 号は、沿道利用ゾーンの商業施設を利用する者の交通に対応した道路整備を行う。（D2）
- ③ 通過交通等を円滑に処理するため、狭小道路を拡幅する。（D3～D9）
- ④ 道路が狭小な街区内で、特に見通しが悪く危険性が高い交差点については隅切を行う。（D10）

[現状および課題]

変更前の計画では、新関空会社から寄付される道路の事業地を先行して拡幅整備し、残る民地の買収が必要な道路事業地は、段階的に用地を取得して拡幅整備していく計画としている。

しかしながら、民地の買収や拡幅対象用地の建築物・工作物の除去については、早期に事業協力が得られない。そのため、新関空会社からの寄付用地だけで整備を進めると、計画で掲げている道路幅員が連続して確保できず、交通の安全性や道路管理上の問題が生じるのが課題である。また、変更前の計画を担保するために、事業地を地区計画の地区施設（道路）として位置付けることにも地元住民の賛同が得られない状況である。

[今後の方向性]

交通の安全性の向上を図るため、連続して事業地が確保できる路線を精査し、道路拡幅と隅切りを行う。

変更前の計画

- ⑤ 歩行者にとって安全安心な交通環境を整備する。(D11)

[現状]

市道 764 号の夜間における歩行者安全確保のため、他事業で街灯が整備された。

[今後の方向性]

変更前の計画は完了した。

変更前の計画

- ⑥ 歩行者と自転車利用者の利便性を高めるために、通路の新設を関係機関と調整する。(D12)

[現状]

西久代会館南西側の歩行者・自転車用通路の整備については、開発事業者との協議が整わず、整備できなかった。

[今後の方向性]

変更前の計画を廃止する。

新規計画

- ⑦ 生活環境の改善を図るため、主に高芝・むつみ・摂代地区の雨水施設の整備を行う。(D13)

[現状および課題]

主に高芝・むつみ・摂代地区は移転補償跡地および暫定緑地が多く道路側溝が連続して整備されていないことから、雨水の排水機能が脆弱なことが課題である。そのため、地元住民から改善が望まれている。

[今後の方向性]

主に高芝・むつみ・摂代地区の雨水施設を、助成金（新関空会社）を活用して整備する。

※ 向こう 4 年間で、優先的に実施する個別計画内容は、第 7 章 実施計画の事業実施年次計画予定に記載しています。

6-3 公園・広場等の計画内容

公園、広場等の計画内容は、以下のとおり。

変更前の計画

- ① 一部の公園を拡張し整備する。(K1~K3)

変更前の計画

・西町ゲートボール場を都市計画公園として新規決定・整備、村ノ西公園の都市計画を廃止、遊具を撤去、樹木を伐採抜根・新関空会社へ返還 (K1-1・K1-2)

[現状]

変更前の計画は完了した。

変更前の計画

・なげきの丘（プロペラ公園・南山公園を含む）を都市計画公園として新規決定・整備 (K2-1)

[現状および課題]

都市計画公園としては決定しているが、プロペラ公園拡充用地の購入および整備は、財源としていた社会資本整備交付金が充てられず、購入できないのが課題である。また、プロペラ公園拡充用地は、県民まちなみ緑化事業（摂代自治会）で芝生化されており、5年間（令和5年度まで）モニタリングを実施する必要がある。

[今後の方向性]

プロペラ公園拡充用地は財源が確保でき次第、購入する。また、令和5年度までは、県民まちなみ緑化事業のモニタリングを継続し、整備はしない。

変更前の計画

・下池公園（一部未整備）の都市計画を変更・活用方策を検討・整備 (K2-2)

[現状および課題]

下池の活用方策を検討するための話し合いが、地域代表者等と十分にできていない。

[今後の方向性]

地域代表者等と協議・調整の上、サウンディング型調査（民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査）の実施について検討する。

変更前の計画

- ・春日公園（未整備）の都市計画を廃止（K2-3）

[現状]

変更前の計画は完了した。

変更前の計画

- ・摂代会児童遊園地を整備（K3）

[現状]

変更前の計画は完了した。

変更前の計画

- ②地域主体で管理するゲートボール場・児童遊園地、緑地等を確保する。
(K4~K9)

変更前の計画

- ・むつみゲートボール場および新生会ゲートボール場を購入（K4・K5）

[現状および課題]

ゲートボール人口や、ゲートボール場利用者の実態把握ができていない。また、購入後の自治会での維持管理が難しい。

[今後の方向性]

自治会、老人会等に聞き取り調査等を行い、必要性について検討する。

変更前の計画

- ・東久代2児童遊園地を購入（K6）

[現状および課題]

隣地との境界が確定できないのが課題である。

[今後の方向性]

隣地との境界が確定した後に東久代2児童遊園地を購入する。

変更前の計画

- ・ 暫定緑地の樹木を伐採抜根・低木等を植栽し緑地として整備（4箇所）（K7）

[現状および課題]

高芝自治会より、暫定緑地を緑地としてではなく、地域の憩いの場や災害時の拠点場所としたいとの要望があった。

[今後の方向性]

高芝自治会内の暫定緑地（1箇所）を、地域の憩いの場や災害時の拠点場所として整備する。

変更前の計画

- ・ 三葉公園西側の土地を取得（土地交換）・多目的広場として整備（K8）

[現状および課題]

三葉自治会より、多目的広場から消防施設に用途変更したいとの要望がある。

[今後の方向性]

三葉公園西側の土地を多目的広場から消防施設として用途変更し、取得（土地交換）する。

変更前の計画

- ・ 三葉ゲートボール場の樹木を伐採抜根、新関空会社へ返還（K9）

[現状]

変更前の計画は完了した。

変更前の計画

- ③ 暫定緑地の寄付を受け、地域のまちづくりに活用する。（K10）

[現状および課題]

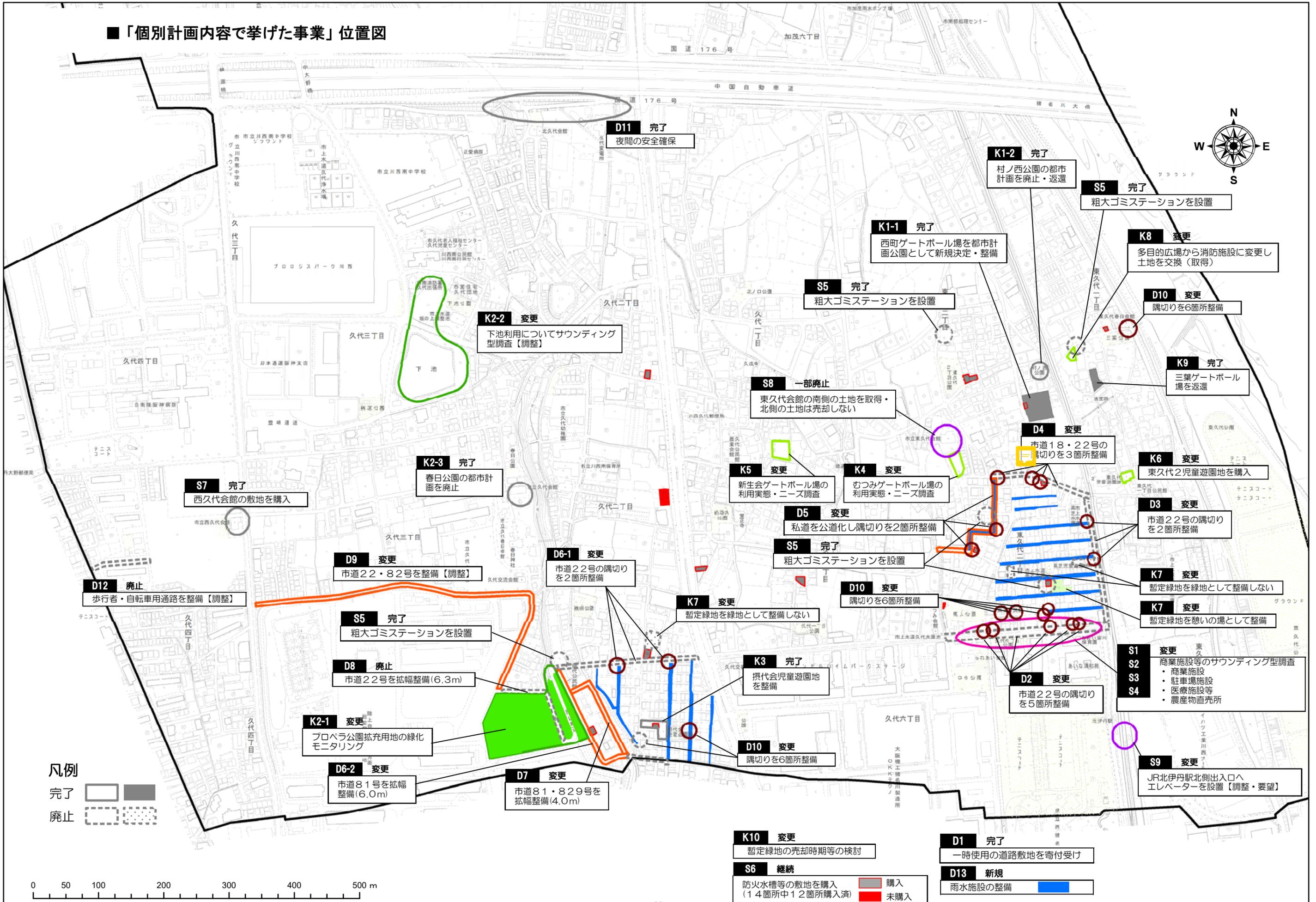
高芝・むつみ・摂代地区の雨水施設等が改善されず、売却促進が図れない。

[今後の方向性]

暫定緑地の売却時期等については、当該地域の整備状況や、市場動向などを注視しながら判断する。

※ 向こう4年間で、優先的に実施する個別計画内容は、第7章 実施計画の事業実施年次計画予定に記載しています。

■「個別計画内容で挙げた事業」位置図



凡例
完了
廃止

- D11 完了**
夜間の安全確保
- K1-2 完了**
村ノ西公園の都市計画を廃止・返還
- S5 完了**
粗大ゴミステーションを設置
- K8 変更**
多目的広場から消防施設に変更し土地を交換（取得）
- D10 変更**
隅切りを6箇所整備
- K9 完了**
三葉ゲートボール場を返還
- S5 完了**
粗大ゴミステーションを設置
- K1-1 完了**
西町ゲートボール場を都市計画公園として新規決定・整備
- S8 一部廃止**
東久代会館の南側の土地を取得・北側の土地は売却しない
- D4 変更**
市道18・22号の隅切りを3箇所整備
- K6 変更**
東久代2児童遊園地を購入
- D3 変更**
市道22号の隅切りを2箇所整備
- K5 変更**
新生会ゲートボール場の利用実態・ニーズ調査
- K4 変更**
むつみゲートボール場の利用実態・ニーズ調査
- D5 変更**
私道を公道化し隅切りを2箇所整備
- S5 完了**
粗大ゴミステーションを設置
- K7 変更**
暫定緑地を緑地として整備しない
- D10 変更**
隅切りを6箇所整備
- K7 変更**
暫定緑地を憩いの場として整備
- S7 完了**
西久代会館の敷地を購入
- K2-2 変更**
下池利用についてサウンディング型調査【調整】
- K2-3 完了**
春日公園の都市計画を廃止
- D9 変更**
市道22・82号を整備【調整】
- D6-1 変更**
市道22号の隅切りを2箇所整備
- S5 完了**
粗大ゴミステーションを設置
- D8 廃止**
市道22号を拡幅整備(6.3m)
- K3 完了**
撰代会児童遊園地を整備
- D2 変更**
市道22号の隅切りを5箇所整備
- S1 変更**
商業施設等のサウンディング型調査
- S2 変更**
商業施設
- S3 変更**
駐車場施設
- S4 変更**
医療施設等
- S4 変更**
農産物直売所
- K2-1 変更**
プロペラ公園拡充用地の緑化モニタリング
- D6-2 変更**
市道81号を拡幅整備(6.0m)
- D7 変更**
市道81・829号を拡幅整備(4.0m)
- D10 変更**
隅切りを6箇所整備
- K10 変更**
暫定緑地の売却時期等の検討
- S6 継続**
防火水槽等の敷地を購入(14箇所中12箇所購入済)
- D1 完了**
一時使用の道路敷地を寄付受け
- D13 新規**
雨水施設の整備
- S9 変更**
JR北伊丹駅北側出入口へエレベーターを設置【調整・要望】

7 実施計画

個別計画内容に挙げた事業を以下のとおり計画的に実施する。

7-1 事業実施年次計画（予定）

個別計画内容で挙げた事業を次表のとおり、向こう4年間で年次的に実施する。

7-2 資金計画

個別計画に要する費用の支出と、暫定緑地、市有地の売却見込みの収支バランスをとりながら個別計画を実施する。

7-3 進捗管理

年次的に事業の進捗と収支の状況を確認し、各事業の実施時期を適宜前後させ調整しながら進行管理していく。

また、本計画は移転補償跡地を活用した事業を優先しており、地域からの要望がありながら本計画に挙げていない事業もあることから、今後行う道路や公園の整備、建築や開発の指導などの都市整備は、第4章で整理した地域の課題を常に念頭に置いて実施するものとする。

事業実施年次計画表予定

1 施設等計画 ※優先的に実施する個別計画内容（令和2年度から令和6年度まで）

番号	結果等	内容等	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
S1	(前)	市道22号沿道（高芝付近）にスーパーマーケット、コンビニエンスストアを誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致						
	(後)	市道22号沿道（高芝付近）の移転補償跡地等にスーパーマーケット、コンビニエンスストアを誘致できる可能性を把握するため、新関空会社と協議・調整の上、サウンディング型調査を実施する。							調査・検討	検討結果の報告			
S2	(前)	市道22号沿道（高芝付近）に時間貸し駐車場を誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致						
	(後)	市道22号沿道（高芝付近）の移転補償跡地等に時間貸し駐車場を誘致できる可能性を把握するため、新関空会社と協議・調整の上、サウンディング型調査を実施する。							調査・検討	検討結果の報告			
S3	(前)	市道22号沿道（高芝付近）に医療施設を誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致	調整・誘致
	(後)	市道22号沿道（高芝付近）の移転補償跡地等に医療施設等を誘致できる可能性を把握するため、新関空会社と協議・調整の上、サウンディング型調査を実施する。							調査・検討	検討結果の報告			
S4	(前)	市道22号沿道（高芝付近）に農産物直売所を誘致 （暫定緑地の樹木を伐採抜根、整地・上屋設置）				設計・工事	誘致	誘致	誘致	誘致	誘致	誘致	誘致
	(後)	市道22号沿道（高芝付近）の移転補償跡地等に農産物直売所を誘致できる可能性を把握するため、新関空会社と協議・調整の上、サウンディング型調査を実施する。							調査・検討	検討結果の報告			
S5	(前)	粗大ゴミ用のゴミステーションを設置（5箇所）34㎡			設計・工事								
	(後)	粗大ゴミの回収方法が変更になったため、完了とする。											
S6	継続	防火水槽・消防資材収納庫・消防施設の敷地を購入（14箇所中12箇所購入済）			順次購入	順次購入	順次購入	順次購入	順次購入				
S7	完了	西久代会館の敷地を購入（660㎡）	購入										
S8	(前)	東久代会館の南側の土地を取得（土地交換）84㎡、北側の敷地を売却（400㎡）		売却	取得 （土地交換）								
	(後)	・東久代会館の南側の土地を取得（土地交換）する。 ・東久代会館の北側の敷地は埋設物があり売却できないため、廃止する。										取得 （土地交換）	取得 （土地交換）
S9	(前)	JR北伊丹駅北側出入口へのエレベーター設置を調整（JR西日本と調整）	調整	調整	調整								
	(後)	JR北伊丹駅北側出入口へのエレベーター設置を調整する。 （JR西日本調整及び国土交通省、兵庫県に要望）				調整 要望	調整 要望						

2 道路・雨水施設等計画 ※優先的に実施する個別計画内容（令和2年度から令和6年度まで）

番号	結果等	内容等	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
D1	完了	新関空会社から一時使用している道路敷地を寄付受け（7箇所）3,780㎡	寄付(H25)										
D2	変更	(前) 市道22号の歩道等を整備（3m）高芝地区南側（延長232mの一部）		設計 寄付	用地測量		工事						
		(後) 市道22号の隅切りを5箇所整備する。（高芝地区南側）						設計・寄付 工事	寄付 設計	工事	工事		
D3	変更	(前) 市道22号を拡幅整備（6.3m）高芝地区東側（延長195mの一部）		設計 寄付		用地測量		工事					
		(後) 市道22号の隅切りを2箇所整備する。（高芝地区東側）						設計・寄付 工事	寄付 設計	工事	工事		
D4	変更	(前) 市道18号・20号を拡幅整備（6.3m）むつみ・高芝・西町地区（延長142mの一部）		設計 寄付			用地測量	工事					
		(後) 市道18号・20号の隅切りを3箇所整備する。（むつみ・高芝・西町地区）							寄付 設計	工事	工事	工事	
D5	変更	(前) 私道を市道化し拡幅整備（6.3m）むつみ地区（延長195mの一部）		設計 寄付				用地測量		工事			
		(後) 私道を公道化するとともに、隅切りを2箇所整備する。（むつみ地区）							交渉	交渉・測量	交渉・測量	交渉	交渉・工事
D6-1	変更	(前) 市道22号の歩道等を整備（3m）摂代地区（延長487mの一部）			設計			寄付	用地測量		工事		
		(後) 市道22号の隅切りを2箇所整備する。（摂代地区）							設計・寄付 工事	寄付 設計	工事	工事	工事
D6-2	変更	(前) 市道81号を拡幅整備（6.3m）摂代地区（延長487mの一部）			設計			寄付	用地測量		工事		
		(後) 市道81号を拡幅整備〈6.0m〉する。（摂代地区）			設計				寄付 工事				
D7	変更	(前) 市道81号・829号を拡幅整備（4.3m）摂代地区（延長150mの一部）			設計			寄付		用地測量		工事	工事
		(後) 市道81号・829号を拡幅整備〈4.0m〉する。（摂代地区）			設計				寄付 工事				
D8	廃止	(前) 市道22号を拡幅整備（6.3m）なげきの丘北側・東側（延長157mの一部）			設計			寄付		用地測量		工事	工事
		(後) 道路の安全・管理面で問題があるため、廃止する。											
D9	変更	(前) 市道22号・82号の整備を調整（4.3m）陸上自衛隊伊丹駐屯地北側・東側（延長592m）	調整	調整									
		(後) 市道22号・82号の整備を調整〈4.0m〉陸上自衛隊伊丹駐屯地北側・東側			調整	用地測量 調整	調整	調整	調整	調整	調整 設計	調整	調整
D10	変更	(前) 隅切を整備（3箇所）		寄付		設計	工事						
		(後) 隅切りを6箇所整備する。（高芝・摂代・三葉地区）								用地測量、設計、寄付、工事		工事	工事
D11	完了	(前) 市道764号の夜間における歩行者安全確保（街灯等を整備）、延長180m			設計・工事								
		(後) 他事業で実施したため、完了する。											
D12	廃止	(前) 歩行者・自転車用通路の整備を調整（西久代会館南西側）、延長78m	調整										
		(後) 開発事業者と不調となったため、廃止する。											
D13	新規	雨水施設を整備する。（主に高芝・むつみ・摂代地区）	-	-	-	-	-	-	測量・調査 基本設計	詳細設計 工事	工事	工事	工事

3 公園・広場等計画 ※優先的に実施する個別計画内容（令和2年度から令和6年度まで）

番号	結果等	内容等	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
K1-1	完了	西町ゲートボール場を都市計画公園として新規決定・整備（1,712㎡）	都市計画決定		設計	工事							
K1-2	完了	村ノ西公園の都市計画を廃止・遊具を撤去、樹木を伐採抜根・新関空会社へ返還（784㎡）	都市計画決定	遊具撤去等返還									
K2-1	変更	(前)	なげきの丘（プロペラ公園・南山公園を含む）を都市計画公園として新規決定・整備（10,600㎡）	都市計画決定					用地購入	設計	工事		
		(後)	プロペラ公園拡充用地の購入は財源確保ができ次第、実施する。県民まちなみ緑化事業で、モニタリングが必要なため、5年間（R1～R5）は整備しない。（6,300㎡）					県民まちなみ緑化事業のモニタリング					購入検討
K2-2	変更	(前)	下池公園（一部未整備）の都市計画を変更・活用方策を検討・整備（15,300㎡）	都市計画決定		検討	議決	土地一部売却		設計	工事		
		(後)	地域代表者等と協議・調整の上、サウンディング型調査の実施について検討する。						協議・調整	調査	報告		
K2-3	完了	春日公園（未整備）の都市計画を廃止（2,300㎡）	都市計画決定										
K3	完了	摂代会児童遊園地を整備（606㎡）	設計・工事	土地交換									
K4	変更	(前)	むつみゲートボール場を購入（547㎡）									購入	
		(後)	むつみゲートボール場の利用者数およびニーズ調査を実施し、検討する。						調査検討	調査検討	調査検討	調査検討	報告
K5	変更	(前)	新生会ゲートボール場を購入（698㎡）					購入					
		(後)	新生会ゲートボール場の利用者数およびニーズ調査を実施し、検討する。						調査検討	調査検討	調査検討	調査検討	報告
K6	変更	(前)	東久代2児童遊園地を購入（231㎡）					購入					
		(後)	隣地との境界確定後に東久代2児童遊園地を購入する。								購入調整	購入調整	購入調整
K7	変更	(前)	暫定緑地の樹木を伐採抜根・低木等を植栽し緑地として整備（4箇所）1,883㎡						設計	工事			
		(後)	暫定緑地の樹木を伐採抜根、地域の憩いの場や災害時の拠点場所として整備（1箇所）する。							設計	設計	工事	工事
K8	変更	(前)	三葉公園西側の土地を取得（土地交換）・多目的広場として整備（221㎡）			土地交換		設計	工事				
		(後)	三葉公園西側の土地を多目的広場から消防施設として用途変更し、取得（土地交換）する。								取得（土地交換）	暫定緑地へ変更検討	暫定緑地へ変更
K9	完了	三葉ゲートボール場の樹木を伐採抜根、新関空会社へ返還（487㎡）			伐採抜根 整地返還								
K10	変更	(前)	暫定緑地の維持管理・樹木を伐採抜根、管理灯を撤去のうえ土地交換、または現況のまま売却（22箇所）9,176㎡	寄付(H25)剪定・除草等維持管理	伐採抜根 整地	測量等	存続暫定緑地以外 土地交換・売却						
		(後)	暫定緑地の売却時期等を検討する。									検討	検討

資料

資料一1 川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意

資料一2 大阪国際空港周辺場外用地（川西市域）の取扱いに関する覚書

川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意

川西市と新関西国際空港株式会社（以下「新関西空会社」という。）は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の趣旨を踏まえた着実な環境対策の実施と安全面での取組みの推進を前提に、川西市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るため、下記のとおり合意する。

記

1. 川西市は、新関西空会社や地域住民との連携の下、平成25年度内を目途に、同市南部地域のまちづくりの推進に向けた「川西市南部地域整備実施計画」を策定するとともに、可能な限り早期に当該実施計画に位置付けられた施策を事業化すること等により、当該地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るものとする。
2. 新関西空会社は、1. の川西市南部地域整備実施計画策定の際に適切な助言を行うとともに、当該地域に保有する土地の適切な利活用等を通じて、当該実施計画の推進に協力するよう努めるものとする。

本合意を証するため、本合意書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成25年（2013年）4月26日

川 西 市

川西市長 大 塩 民 生

新関西国際空港株式会社

代表取締役副社長

伊丹空港本部長 春 田 謙

大阪国際空港周辺場外用地（川西市域）の取扱いに関する覚書

川西市と新関西国際空港株式会社（以下「新関西空会社」という。）は、「川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意」（平成25年4月26日）に基づき、同市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るため、下記のとおり覚書を締結する。

記

I 基本事項

1. 新関西空会社は、売却をはじめとする大阪国際空港周辺場外用地（川西市域のものに限る。以下「場外用地」という。）の利活用にあたっては、川西市及び関係する地域住民等と事前に必要な連絡・調整を行うものとする。
2. 川西市は、新関西空会社から建物建築に係る土地の区画形質の変更その他の開発行為等について相談を求められた場合、または、境界確定、隣地購入、その他住民等と交渉を要する場合には、新関西空会社に対し、必要に応じて指導、助言、調整等の協力を行うものとする。

II 川西市が新関西空会社から借り受けている場外用地の具体的な取扱い方針

川西市及び新関西空会社は、同市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るとともに、新関西空会社の民間企業としての適正な土地利用に資するため、現時点において川西市が新関西空会社から借り受けている道路、公園等に係る場外用地について、今後、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 新関西空会社は、以下の場外用地については、原則として現行通りの条件で今後も継続的に川西市に使用させるものとする。
 - ①都市計画公園に係る場外用地
 - ②上下水道施設に係る場外用地
2. 川西市及び新関西空会社は、川西市が新関西空会社から借り受けている道路、公園、防火水槽等に係る場外用地（1. の場外用地を除く。以下同じ。）の利用の必要性について、同市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るとともに、新関西空会社の民間企業としての適正な土地利用に資する観点から十分な検証を行う。
3. 新関西空会社は、2. の検証の結果、大阪航空局において売却済みの場外用地、または、現在同

社が保有している場外用地の価値を向上させている、もしくは、向上させることが確実と見込まれると判断された川西市道に係る場外用地（※）

について、川西市に寄付するものとする。

川西市は、上記により寄付を受ける場外用地を活用して、早期にむつみ地区の私道の市道化を図るものとする。

（※）以下の土地等。

- ・過去に大阪航空局が売却した場外用地に接しており、当該用地の利用に必要不可欠な川西市道に係る場外用地
- ・新関空会社が場外用地を保有・管理または利活用するにあたって必要不可欠な川西市道に係る場外用地

4. 川西市は、2. の検証の結果、現行通り使用するよりも、返還の上、他の用途で活用した方が適切であると判断した場外用地については、速やかに必要な関係者調整を行った上、新関空会社に対し、計画的に返還するものとする。

5. 川西市は、2. の検証の結果、現行通り使用することが適切であると判断した場外用地については、財政状況等を勘案しつつ、計画的に購入又は川西市有地との交換等を行うものとする。

III その他の場外用地の具体的な取扱い方針

1. 新関空会社は、川西市南部地域の暫定緑地について、同市が当該地域のまちづくりに有効活用することを前提に、平成25年度内を目途に同市に対して全て寄付するものとする。

2. 新関空会社は、いわゆる壁芯又は支え壁を含む場外用地（過去に壁芯又は支え壁を含んでいた場外用地を含む）について、当該壁芯又は支え壁に係る隣地住民等の意向を踏まえ、可能な限り早期に、随意契約により購入を希望する当該隣地住民等に売却するものとする。

3. 新関空会社は、2. 以外の更地の場外用地について、2. による壁芯又は支え壁を含む場外用地の購入希望者に対する売却を終えた後に、川西市及び同市南部地域の住民の意向を勘案しつつ、当該地域のまちづくりに十分に配慮しながら、可能な限り早期に売却するものとする。

4. 新関空会社は、2. において購入希望者がおらず、売却できなかった場外用地の取扱い方針について、隣地住民の生活環境の保全、新関空会社の民間企業としての適正な土地利用を図る観点から、可能な限り早期に検討を進める。

IV その他

1. 川西市は、同市南部地域の住民の意向を踏まえつつ、新関空会社と協議の上、平成25年度内

を目途に、Ⅱ及びⅢによる場外用地の取扱い方針を踏まえた道路、公園等の公共施設整備の方針、暫定緑地の活用方針等の必要な事項を含む同市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るためのまちづくりの推進に向けた「川西市南部地域整備実施計画」を策定するものとする。

2. 川西市は、新関空会社と協議の上、平成25年度内を目途に、1. の川西市南部地域整備実施計画を踏まえ、Ⅱに関する具体的な年次計画を作成するものとする。
3. 新関空会社は、2. の年次計画に基づく措置が講じられるまでの間の経過措置として、原則として現行通りの条件で川西市に場外用地を使用させるものとする。
4. 新関空会社は、1. の川西市南部地域整備実施計画の推進に協力するため、川西市が行う道路、公園等の公共施設整備に対する資金的な支援措置等について検討を進める。
5. 川西市及び新関空会社は、この覚書に定めのない事項については、同市南部地域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るとともに、新関空会社の民間企業としての適正な土地利用に資する観点から、両者誠意をもって協議するものとする。

本覚書を証するため、本覚書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成25年（2013年）4月26日

川 西 市

川西市長 大 塩 民 生

新関西国際空港株式会社

代表取締役副社長

伊丹空港本部長 春 田 謙

川西市南部地域整備実施計画

川西市

平成26年3月策定

令和2年3月改訂

令和6年3月改訂

〒666-8501 川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1213

FAX 072-740-1323
